

平成29年(㊄)第8号政務調査費返還履行請求控訴事件・判決骨子

1 主文（ただし、原判決変更部分のみ）

- (1) 一審被告は、一審被告補助参加人札幌市議会自由民主党議員会に対し、73万6833円を札幌市に支払うよう請求せよ。
- (2) 一審被告は、一審被告補助参加人札幌市議会民主市民連合議員会に対し、1,090万7200円を札幌市に支払うよう請求せよ。
- (3) 一審原告のその余の請求をいずれも棄却する。

2 本件は、札幌市民オンブズマン（一審原告）が、札幌市長（一審被告）に対し、平成22年度に札幌市議会の各会派に交付した政務調査費のうち、地方自治法その他の使途基準に違反する用途に用いられた違法な支出があるとして、各会派に対する返還を請求することを求めた事案である。

- 3(1) 「改革」会派が改革維新の会の債務を承継する根拠はないから、「改革」に対して不当利得返還請求をすることを求める訴えは理由がない。
- (2) 参加人民主会派が民主党札幌に対してした業務委託費の支出には、政務調査活動業務のほかに政党活動等に関する業務に支出されたものが含まれるから、業務委託費の支出のうち2分の1を超える支出は違法である。
- (3) 議員は、事務所費、人件費に対する政務調査費の支出が適正なものであることを説明できるよう、賃貸借契約書、雇用契約書を作成し、支出の適法性・相当性が争われた場合には、同契約書を開示するなどして、これを速やかに説明できるようにしておくべきであり、これが開示等されない場合、支出が違法であると推認され、議員側において雇用実態等について適切な反証を要し、原審段階で賃貸借契約書、雇用契約書が提出されなかった議員については、当審においてこれが提出された経緯も含め反証の成否を吟味すべきである。

しかるに、一部の議員については、事務所費、人件費に対する政務調査費の支出に違法な部分が認められるが、その余の議員については、原審段階から賃貸借契約書等が提出されていたり、当審において賃貸借契約書等が提出された経緯について合理的な説明がされたり、雇用契約書は提出されないものの、雇

用実態等について議員が当法廷において具体的に証言等し、反対尋問による吟味を経るなどし、また、被雇用者の報告書や給与の支給を証する書面等を提出するなどした結果、雇用実態等について適切な反証がされたと評価することができるなど、違法な支出は認められない。